

第10回（平成23年度第2回）静岡市障害者自立支援協議会 会議録

- 1 日時 平成24年2月15日（水） 午後2時から午後4時10分まで
- 2 会場 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所静岡庁舎 本館3階 第3委員会室
- 3 出席者 (委員) 江原勝幸委員（会長）、山本忠広委員、森竹えり子委員、堀義博委員、望月晃次委員、川口好則委員、長谷川浩志委員、山倉慎二委員、矢代美砂子委員、佐野可代子委員、飯塚哲委員、西尾陽子委員
(事務局) 鈴木福祉部長、松永障害者福祉課長、望月障害者福祉課統括主幹、長沼障害者更生相談所長、田形保健所精神保健福祉課長、大石保健所清水支所長兼統括主幹、海野参与兼商業労政課長、内山葵福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長、杉山駿河福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長、青木清水福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長、大澤特別支援教育センター所長、静岡市障害者相談支援推進センター 牧野氏、障害者生活支援センター城東 玉木氏、アグネス静岡 北尾氏、静岡市支援センターなごやか 渡辺氏、静岡ピアサポートセンター 渡辺氏、李氏、地域生活支援センターおさだ 早坂氏、清水障害者サポートセンターそら 山下氏、萩原氏、静岡市清水うみのこセンター 鈴木氏、小沢氏、はーとぼる 大澤氏
- 4 傍聴者 一般傍聴者 2人
報道機関 1社
- 5 議題 (1) 静岡市障害者等相談支援事業評価の結果について
(2) 地域課題について
- 6 会議内容
(1) 議題「(1) 静岡市障害者等相談支援事業評価の結果について」
【事務局 望月より資料説明】

(江原会長) はい、ありがとうございます。今、長時間に渡り評価事業について、見直しや方向さらには、評価結果、課題、取組みというようなところで、全体的な説明があ

りました。

これについて、皆様の方から何か質問等がございましたらご発言をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

(望月委員) 今、行政側から評価の実施結果についてお話いただいたんですけれども、評価されている側の方達の意見を少し聞きたいと思ひまして。何故かという、これだけのことをやられているのであれば、かなりのボリュームで評価をされている。日々相談業務をやられている中で、評価も実施しなければいけないというところまでなっていくような状態で、本来の事業や、やらなければならないところが疎かになっていないか、というところを確認というか、聞きたいというか。相談支援事業所の担当者はそんなに複数人いるわけではないので、担当者1人で日々相談業務にあたりながら、こういうような評価も受けているということで、大変なところはないのかと思ひたので、行政側からの説明プラス、事業所の方から少しお話をいただければと思ひます。

(江原会長) ありがとうございます。本来業務への影響みたいなどころを含めて、事業所側からということなんですけれども、委員でいきますと、その山本委員はいかがでしょうか。

(山本委員) 私自身がこれについての細かい集計なり、計算なりを一つ一つやっているわけではないものですから、きちんとしたお答えができるかどうか分かりませんが、確かに相談支援のこの部分の充実なり、中身を濃くしていく必要というのは十分あるかと思ひますけれども、最近感じているのは、会議自身が増えたりですとか、時間が長くなったりですとか、こちらが文書を作ったりですとか、守るべきことのボリュームが増えているような感じもします。実際に評価していただいた中身についての必要最低限のことはやるべきだと思ひますけれども、ここにばかり目を向けてやりすぎること、本来の相談業務及び個人宅への訪問であったりとか、本来すべきところが、時間が短くなっているような感じも全くないとは言えないと思ひます。現場に出て全部やっているわけではないものですから、このようなお答えになってしまいます。

(江原会長) ありがとうございます。続きまして、森竹委員お願ひします。

(森竹委員) ご指摘がありましたように、普段の業務に支障が無いかということでしたが、やはりそこはすぐく気をつけなければいけないところで、評価は評価、普段の業務もきちんとやっていくということは大切なことだと、自分に言い聞かせて行ったところ。ただやはり、時間的にどうしても無理がありまして、どこの事業所さんも12月1月の資料の締切までは大変だったのではないかと思ひます。

あと、先ほど障害者福祉課の方から報告のありました評価基準の見直しというところなんですけれども、資料1-5のところを見ると基準が書いてあるんですけれ

ども、実際にこのとおりの基準が、本当にとってもスムーズにいく相談支援なのか、というところをもう少し他の事業所さんの意見も聞いて、再検討していけたらと思っております。

例えば、資料1-5の11ページに個人情報の受け渡しがありますけれども、なるべく個人情報は慎重に取り扱わなければいけないということは重々分かっているんですけども、ですので手渡しを第一条件としておりますけれども、例えばファクシミリとかで、予め試験送信を行っている事業所さんが果たしてどれくらいあるのだろうか、だとか、ファックスで個人情報をやり取りしている事業所さんは多いのだろうか、とかというところを、自分の事業所だけでなく他の事業所さんの意見を確認していければと思っております。

(江原会長) ありがとうございます。改善点を含めてご意見をいただきました。おさだの堀委員をお願いします。

(堀委員) 私も事業の評価を受けた事業所として、かなり短い期間の中で集中して行ったというところでは、確かに本来業務に影響しているところがあるのかなと思います。やはり枚数とかボリュームが多いこともそうですし、時間が長くかかるという部分ではかなり負荷になっている印象があります。

ただ、私自身事業者としては、あまりこういうのは特に気にしないところはあって、そういった部分が実際にこの評価にも表れているのかもしれないですけど、どうしても改善していかなくてはならないところは課題としてはたくさんあるんですけど、実際に現場で関わる相談というのは、なかなか上手くきれいに解決しない問題がたくさんあるわけで、なかなかそういった評価というのは難しいし、できないのかな、というように感じていますがけれども、それ以前に基本的な部分や基礎的なものが足りているかどうか、ということに関しては、すごく大事な、確認する機会になったのかなと思います。

(江原会長) ありがとうございます。よろしいですかね。本来業務への支障を含めかなり大変ですけども、評価自体については、非常に改善点が見えて、次に繋がっていくといったご意見が出されました。

他にご質問、ご確認等はございますでしょうか。

(川口委員) 今回のこの分析と、市で決めた要綱の細かさには、いささか感服いたしました。これを事例を含めて1年間で分析して、される事業所側も、する側も大変だっただろうなと思って、非常に感激しております。

まあ、2点ちょっと教えてください。今回のこの分析をして課題が残ったかと思うんですが、この課題については来年度の部会の方で揉んで、来年度の評価とか分析の方へ反映するのか、それか今年度決めてしまって、来年度の4月1日以降にヨイドンをするのか、ということが一つ。

それから、来年度の自立支援法の方で、26年度までの間に全てのサービス利用者

に対して相談支援事業所がサービス利用計画を立てるということが、おそらく4月1日から施行されるはずなんです、おそらく現状の今ある事業所さんだけで、静岡市中の何千人という方を2年3年の間で作成するのは難しいと思うので、おそらく今指定の事業所で無い方のお仕事がその中に入ってくるかとは思いますが、今あるこの事業者と、新たにサービス利用計画の分野で相談支援の実務を行う事業所と、強烈なギャップが来年の4月1日から発生する。そのギャップを低い方に合わせるのは最悪なので、きっと高い方に合わせるための指導をすると思うのですが、それに対する方針とか、スケジュールというものがあれば教えてください。

(事務局 望月) まず、一点目の方、来年度に向けて課題を分析する等々についてはどうするのか、今年度中に決めるのか、ということにつきましては、来年度の部会を経て決定をしていきたいという風には考えております。事業所さんとの、項目の相談というのも必要になってくるのではないかという風に思っておりますので、今回こちらサイドで全部決定するというのは不可能な部分があるのかな、と考えております。

それともう一つは、今年度の事業の評価の項目数、大変多かったのですが、こちらについても、そういったご意見をいろいろいただきましたので、2年やった中ではっきりと見えてきたものを改めてもう一度出して、それを必要なものと不要なものに、ふるいにかけていけるようにしたいと思っております。

続いて二点目ですけれども、来年度の法改正以降で新規に出てくる事業所さんとのギャップという部分でございますが、まず今回評価を受けた事業所さんにつきましては、計画相談とは一線を画した委託相談の部分の事業所さんでございます。その関係もありますけれども、この事業所さんにつきましては、かなり前から相談事業にあたられていたということで、来年度以降、新たな事業所さんからの相談を受けられるように、ということにはなるんですけれども、機能強化事業を適用させて参りたいと考えております。そのために、新規に相談業務にあたられる事業所さんからのお問い合わせを受けた場合に、それに対してのアドバイスができるような、二重体制みたいな形になるかとは思いますが、そういった形での事業の進め方を、今想定しております。

(川口委員) ちょっと整理したいんですけど、今回の評価の対象になった従来からの委託相談支援事業所と、新規で来年度から出るであろう計画相談を中心とした相談支援事業所とは、基本的には別物だと。

ただレベルアップのためには、市役所の方としては、機能強化事業という名のもとに、新しい事業所のレベルアップを手助けしてくれると、そういう理解をすればよろしいですか。

(事務局 望月) そうです。まず、委託相談支援事業所の中でも計画相談をしていただくことになるはずですので、事業所の形としては、二重になったような状態になるので分かりにくいかとは思いますが、委託事業と計画作成の事業は明確に分けたいと思っております。この委託の事業所さんは、計画作成をすると同時に新たな事業所さ

んからの相談を受け付け、どうやったら良いか、というような相談に対して対応していく、というようなことを市と協力して進めていただきたい。そのための強化事業だというように捉えています。

(川口委員) 一つだけ最後に質問させてください。計画相談と委託相談とを二つに分けた場合に、障害を持たれた方ですとか保護者さんは、相談支援事業所が非常にたくさんできた。相談する先がたくさんできていいね、と言うんですけど、計画相談を持って行ったら、ちょっと違うんじゃないこれは、ということにならないように、上手く先に整理をしていただければと思います。

(江原会長) ご意見ありがとうございました。きちんと整理していただきたいと思います。他の方でご質問、ご確認等はございますでしょうか。

(長谷川委員) 今、望月委員、それから川口委員の方から指摘した部分の延長のお話ということで教えていただきたいのですが、私、相談事業の配置基準は良く存じ上げないものですから何とも言えませんが、先ほどの評価の資料1-3のところの部分なんかを見てみると、細かいところの分析、評価というのはあると思いますけれども、ぱっと見ですね、やはりどう考えてもそもそも論として、やはり人が足りていないのではないかと、配置がどうのこうのではなくてですね、量的に難しいんじゃないかと思いました。

第2分野の報告書ですとか、第5分野の支援計画を作成しなくてはいけない。これはもう、物理的な問題ですよ。ですから、新規の参入の相談支援事業所の方もあっていいけれども、既存の相談事業の評価にあたっての底上げというのか、内容もそうなんですけれども、人的な配置の部分で、委託事業としての中で市側さんとして、補完手段ですとか、今後考えていらっしゃるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

確かに、ちょっと先走って申し訳ないんですけども、第3期障がい福祉計画の21ページと22ページのところの相談件数、23年度の実績が13,932で、24年度がいきなり18,000ということで、計画値ですから別にそれはいいんでしょうけれども、4,000件一気に上げてきているところがございまして、それを新規参入がどれくらいあるのか分かりませんが、現状の8事業所ぐらいの中での想定なのかという部分も合わせて、やはり既存の底上げ、人的な部分の底上げをどう考えるのか、ということをお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局 望月) 今の件についてお答えいたします。先ほどの川口委員のご質問、ご意見にも当然かかってくる部分ですけれども、先ほど機能強化という形で新たに進めていきたい、というお話をしました。これと同様に、相談事業の人員についても強化していきたいと考えておまして、現在要求中でございます。

(長谷川委員) 予算取りということですか。

(事務局 望月) はい。

(長谷川委員) 分かりました。お答えしていただける範囲で、今ある事業所さんに一人ずつくらい配置できる感じなのか、それとも希望するところだけか。お答えにくい部分かとは思いますが、その辺のお見込み量はいかがでしょうか。

(事務局 望月) 希望される事業所というような分けはなかなか難しいものですから、それは市の方で必要量を考えております。必要な部分については要求していくということでやっておりますので、具体的に何人かは決定が出るまでは難しいかなと思いますので、そんなようにお答えさせていただきます。

(江原会長) 他にいかがでしょうか。

それでは、今、事業評価についてご報告いただいて、質問、ご意見が出ましたけれども、これを踏まえて来年度も継続的にやっていくという部分も大きいですし、更に見直しが必要な部分、スリム化していくものがあればそれも必要でしょうし、そういった部分を踏まえながら、課題に挙げられていることをきちんと来年度に繋げていくというようなところを、是非やっていただきたいと思います。部会のところで見直しについては研究していくということですので、そのことについても、来年度きちんと見直しを検討していただきたいと思います。

(望月委員) 評価についてなんですけれども、評価者が行政職員と相談支援事業所で相互評価という形でやられていて、個別の評価は障害者団体が入っていたりはするんですけれども、一つ望みとしては、相談支援の事業所を利用した人が評価するというのが一番いいのかなと個人的には思うんですね。

行政の方に評価されたとしても、相談支援がどうだったのか客観的に、書類上に整理されているのかは見れるんですけれども、相談支援事業所に行って、相談をして、相談したことがどれだけきちんと解決されているのか、というような評価をしていってあげないと、おそらく事業所を評価するというか、違ったところで評価されていて、相談そのものに対する評価には繋がらないような気がする。どこかで相談をした人が評価をするというか、ちょっと厳しい話になってしまうのかもしれないんですけれども、相談に行っても何の解決にもならなかったというようなことも、おそらくあるのかもしれない。そこをどういうような形で変えていかなければいけないのかというと、結局評価されるのは、静岡市も評価されるというような形になってくるのかと思うんですね。サービス無いでしょ、というような話にも繋がっていくような気がするんです。

なので、もし加えていただけるのであれば、23年度なら、23年度に相談した人達にどれだけ満足できていますか、というようなことを確認していただいて、そうした方が事業所を評価するということでも意味があるのかな、という気がします。いくら行政の方達が書類揃えてますねと言っても、書類を揃えるのは、たくさん時

間を使って事業所の人達が頑張れば、なんとなくやっつけちゃうこともできるんですけども、相談した人がどれだけ満足ができたかというようなところを評価していただかないと、おそらく何にも繋がらないかな、という気もするんですね。相談してこういうような困難で解決してもらいたいことがあるのに、静岡市に住んでいてこれだけ解決してもらえたなのか、静岡市に住んでいるからこれだけしか解決してもらえなかったのか、静岡市がこれだけ頑張ってくれた、いろんなサービスを作ってくれた、というような形にも繋がるのかなと思いますので、当事者本人の評価をどこかで加えていただく。

それと、ピンポイントでそこだけの評価だけをするのではなくて、今までやってきた実績のベースの中での評価をきちんとやってあげないといけないのかなと思っているので、1個の相談ケースでこれだけ書類をちゃんと揃えていますよ、というようなものだけではなく、月次のどれだけの相談ケースをやっていますよなのか、そういうような報告を踏まえての評価も加えていく。そうすると事業所として大変なところも増えてしまうかもしれないですけど、評価をしているいろんなことをやっていますよ、ということをやりたいのではなくて、相談に来た人がどれだけ満足できているのかというようなことを評価する形に変えていただけるようにしていただければ良いと思います。

(江原会長) ご意見ありがとうございます。評価するといった意味そのものについてのご発言だったかと思います。本人の満足度という意味の評価も必要かと思いますので、これもまたご検討いただければと思います。

(事務局 松永) 今のご意見非常に参考になりました。実は評価につきましては、事業者自体がやる評価と合わせて、利用者の方のやる評価というのは大事だと思っています。今回23年度につきましては、前年度との経年比較という意味で、先ほど望月の方から説明をしましたがけれども、基本的には項目をほとんど変えないでやったということがございます。

ただ利用者の評価となりますと、今やっている評価項目をそのまま使うものばかりではなく、利用者の視点での評価というものの評価基準をまた作り直さなくてはいけない、という部分があるかと思っています。今回、課題として報告したとおり、評価基準もフィックスされたものではなくて過渡期にあるものでして、将来的には、先ほど望月委員が言われた、事業者を評価すること自体が負担にならないように、という話もございますけれども、今回の評価の中というのは、プライバシーの保護とかというような、最低限守るべき、いわゆる監査的な基準も入っておりますので、将来的には、ベーシックな部分は除いて、ベーシックの評価の上にある満足度の部分を図る部分を抽出したことによって、評価項目を軽くする。その満足度という部分で利用者の方と事業者との評価を比較することによって、利用者と事業者とのギャップを埋めるような作業をすることにより、満足度あるいは質を上げていくことに繋がっていくと思いますので、今回はそういった形での、前年度からの比較ということでしたけれども、今後は、そういった利用者の評価の視点というのを加えな

がら、変えていく必要があるかと思ひます。

これは、24年にも評価の項目につきましても、利用者の方の視点や、あるいは評価事業所の方の意見を聞きながら、評価項目を順次適切に変えていって、適切な評価ができるように努めていきたいと思ひます。

(江原会長) よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 議題「(2) 地域課題について」

(江原会長) それでは続いて、本日の最後の議題ですが、各区連絡調整会議等での取組みにおいて確認された地域課題についてご報告いただき、その解決方法の検証と、潜在する地域連携課題について協議を行いたいと思ひます。

本日の協議では、本年度第1回目の自立支援協議会にて報告いただいた地域課題の進捗状況について報告いただくとともに、新たに各区障害者相談支援連絡調整会議にて検討が進められている地域課題についても、合わせてご報告いただきたいと思ひます。

事務局から報告をお願いします。

【事務局 望月、障害者生活支援センター城東 玉木、
静岡ピアサポートセンター 李、静岡市清水うみのこセンター 鈴木より資料説明】

(江原会長) はい、ありがとうございます。ただいま、事務局の方と各区の連絡調整会議の報告がありましたけれども、皆様の方からご質問等がございましたらよろしくお願ひします。

(山本委員) 今、地域課題の進捗状況についてのご説明をいただきました。市の中でいくつかの会議を経て、連絡調整会議等でこちらの方を進めていただいているところなんですけれども、実際にこの自立支援協議会の立場というか、あくまでその手前までの会議の中である程度決められたことが、報告として上がっている協議会で良いのかどうなのか。というのは、私もこの自立支援協議会とか施策推進協議会、会議なんかいろいろ参加させてもらう中で、報告は受けるんですけども、ここで決定していくことがなかなかなくて、進みがちょっと遅いかな、という感じが前から感じているところなものですから、実際にもっとスピーディーに今ある課題を整理して、実際にサービスに、ニーズに結びつけられるような、何かスピーディーな方法ができれば、もっともっと良いということ、いろいろな会議に参加させてもらいなから感じているところでもあります。

今、私どものところでもやらせてもらっている放課後支援なんかもですね、それほど時間を使わずに、割と早くサービスの施行に行けたような感じがして、清水の方では以前から児童デイサービスが無かったところに、学校ができたことできっとニーズが高まるというところで、早く手を打って、放課後支援のサービスができたことで、利用者の方からかなり喜ばれていると思ひますし、上手く回っているかな

という感じもするものですから、こういう課題がどんどん、まあ費用がかかることが一遍に進んでしまうのは困るかと思うんですけども、必要な課題から、なるべく早く課題解決に結び付けられるような仕組みがどんどんできていくことを、出来たら考えて行きたいなと感じています。

(江原会長) ご意見ありがとうございます。ニーズとか地域課題に関しての解決をきちんと進めていくことも必要かと思います。

他にご意見はありますか。

(佐野委員) 教えて欲しいんですけども、こうした相談支援事業者さんと、これから作られるであろう基幹相談支援センターとの関係は、どういう風になっていくのか分からないものですから、教えてください。

(事務局 松永) 今回の自立支援法の改正によりまして、今年の4月から基幹相談支援センターというのを市町の方で設置するような形になります。イメージとしまして、以前、平成5、6年の頃かと思いますが、在宅介護支援センターというのが高齢者にありまして、そこに基幹型の在宅介護支援センターというものができました。それと同じようなイメージだと思いますけれども、今10箇所ある相談支援センターの、例えば各相談支援事業者で困難事例等抱えているものについて助言指導したり、相談員等の資質を高めるための研修等を充実して実施するということで、主に各相談支援事業者の取りまとめ的、あるいは助言指導的な立場というような形での機能というのが想定されております。

(佐野委員) そうすると、連絡調整会議のところで、課題の調整とかをされるんですけども、そこには基幹相談支援センターはどのように関わるのでしょうか。

(事務局 松永) まず、個別のケースについては、各相談支援事業者の方で関係する方々が集まる中でケア会議的にやっていただき、個々の相談支援事業者の中で完結させていただくことが第一かと思います。ただ、それではなかなか解決できないような困難事例について、基幹型の方に相談いただくですとか、個々の相談支援事業者で対応していく時に、助言的なものを求めるですとか、そういったもので活用していただくような形になるかと思います。困難ケースにつきましては。

(佐野委員) そうしますと、今各区の相談支援事業者から報告いただきました事例なんかは、全て今後の対応ということで、検討を継続ということが、主に言われていますけれども、そうしたら、いつも検討を継続になってしまうので、例えば、基幹相談支援センターのところでニーズの調査をすとかというところまで踏み込んでいかないと、誰がそれをやるのかという、障害者福祉課の方でやるということにはならないと思いますので、そういったフォローというのを基幹相談支援センターでは行っていく予定なんですか。

(事務局 松永) 今おっしゃったのは基幹相談支援センターと、個別の各区の連絡調整会議の関係かと思うんですけども、基本的に基幹相談支援センターは市内に1か所設置という形になるので、全市的な観点での対応がベースになると思います。

今言われた、連絡調整会議の中での調査というのは、個々の区における実情での調査というものは、各区の調整会議等でやっていただくこともまず考えられるでしょうし、もしそれが静岡市全体のものであれば基幹相談支援センター若しくは当課の方で調査を実施するというような形になろうかと思えます。対象の範囲によって、実施する主体が変わってくるというように思ってください。

(佐野委員) 提案なんですけれども、先ほど出ていましたけれども、かなりの相談件数を相談支援事業者が持ちます。なのに、担当者は常勤で1人とか、あるいは2人ぐらいが平均だと思えますけれども、そうすると、持っている事例と、それから次から次へと入ってくる相談で、こういった継続したものもあるということになりますと、フォローしてあげる基幹相談支援センターが全市で一つでいいのか、各区にあっても良いのではないかと、というような気もしますし、予算がいつも前に来てしまうんですけれども、必要性があることとして考えていく方がいいかなと思えます。

(江原会長) ありがとうございます。ご意見として、またご検討いただければと思います。

(望月委員) 前回の自立支援協議会の時に、送迎に関して学齢さんだけでなく、学校に行く親御さんが何かあった時に、学校に行けなくなってしまうことプラス、成人さんでも、通所の施設に親御さんの送迎が大前提になっているところはかなり多くあります、という話を多分したと思えますけれども、そこで親御さんが送っていて、親御さんに何かあった時に通所先に行くことができなくなってくる人達も静岡市の中にはいるので、その辺のことも課題として入れてください、というようなことを、ここで話をしたような気がするんです。

その辺がどのようになっているのかの確認と、そもそも公的なサービスで全て賄わなくてはいけないのか、というようなところを考えた時に、地域にいる人達の協力もあってもいいよねなのか、18歳以上の人達は保護者の責任においてその人達の通うところの保障は親がやるべきなのか、静岡市としてこの人達の通所の保障をするのか、そこもきっちり考えて行かなければいけないのかな、と思っているので、そもそも、学校教育を受けている人達は、学校が送迎するべきであるというように入っていくのか、それは親がやらなければいけないよという風にして捉えるのか、通学するにあたっては中央特別支援学校に通われているお子さんなんかは、医療的なケアがあったりなんかして、親御さんで無ければ駄目という方達も結構多くいるので、その部分に関しては、静岡市も何かしらの手を援助しますよなのか、というようなところを、どこをどういう風にするのか、という整理が必要かと思うんです、その辺の整理が前回から出来ているかどうか確認したいです。

(事務局 望月) 今年度の移動支援の課題については、まずその方がそこに行くにあたって、一般的にという語弊があるのかもしれないですけども、まずは通うことの必要性というものが第一に出てきたところで、と言うと伝わりにくいでしょうか。学校に通うという行為は、最近の全ての子どもさんが高校に通うというような状況の中で、本来認められるべき部分ではないか、という視点で検討を進めました。

ということになりますので、正直申しまして、本年度の検討の中では通所若しくは通勤の部分については、今回は検討の中からは外させていただいております。ステップ的に考えた時に、まず必要最小限という言い方ですと語弊があるかもしれないですけども、まず一番最初に認めていきたい部分から手を付けている、という風に考えていただければと思います。

(望月委員) それは、公的なサービスとして静岡市として認める、という方向で考えますよ、というような意味合いでよろしいですか。

(事務局 望月) そこにつきましては、それで結構だと思います。というのは、公的なサービスで誰でもというわけではありませんので、もう1点補足させていただきますと、親御さんが通学の支援をすることができるという方にまで、積極的に広げようという意味では無い、というところはお汲み取りいただきたいと思います。

(望月委員) 移動支援の中で通学の保障もしていきますよ、という風にして考えれば良いということですか。

(事務局 望月) はい、他の手段が無くて、学校に通って勉強することができないお子さんに対しては、市の方で、全てでは無いですね。これは今、学校さんですとか、県の教育委員会さんと相談をしておりますので、お互いに少しずつ歩み寄ろうということで、今進めております。

(望月委員) そうするとおそらく通学に関しては、学校は高等部に関しては自主通学が基本ですよという形になっているんですけども、やっぱり、自主通学で通えない方達は、親御さんが車で学校まで送っていくという現実があった時に、その部分を移動支援で認めるとなると、車両移送を考えていくという風になっていくのか、ヘルパーが公共交通機関を使いながら行くという方向で考えていくのか、それほどのような形になりますでしょうか。

(事務局 望月) その具体的などころに関しては、まだこれからという部分です。

(江原会長) これから協議を継続していくということなので、具体的などころで今後きちんと教育委員会等を含めて、進めていただきたいと思います。

他によろしいでしょうか。時間もだいぶ終了時間に迫っていますので、ご意見等ございましたら、事務局の方へお寄せください。では、本日の議題は以上というこ

とにさせていただきます。

(3) 報告事項「(1) 第3期静岡市障がい福祉計画について」

(江原会長) 次に報告事項ということで第3期静岡市障がい福祉計画についてご報告いただきたいと思います。

事務局からよろしく願いいたします。

【事務局 荒田より資料説明】

(江原会長) ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、何か質問等ございましたら発言をいただきたいと思います。

(川口委員) 参考資料2の20ページの基盤整備計画なのですが、この数字は、施設整備計画、例えば国庫補助の利用とか、それを踏まえた数字なのか、それともいろんなサービスの見込み量から算出した数字なのか、どちらでございましょうか。

(事務局 荒田) 見込み量から算出したものでございます。

(江原会長) 他にご質問等はございますか。

それでは、1点目の報告事項は以上とさせていただきます。

(4) 報告事項「(2) 障害者自立支援法の改正について」

(江原会長) 次に2点目の報告事項ということで、障害者自立支援法の改正についてご説明いただきたいと思います。

事務局よりよろしく願いいたします。

【事務局 望月より資料説明】

(江原会長) はい、ありがとうございます。

改正のポイントのみをご説明いただきました。

(5) その他

(江原会長) 最後に本日の議題を通しまして、何か質問やご意見等はございますでしょうか。

(望月委員) 最後に確認しておきたいというか、今日の議題とは関係ないかもしれないんですけど、平成23年度中に障害福祉サービスの事業所が2事業所指定停止になった件があるんですけども、その件について心配しているのが、1個の事業所が2月29日をもって事業所が閉所というような形になるかとは思いますが、今利用されている方達がどのように移行していくのか確認したいというのと、1箇所指定停止になったところの利用者の方達がどうなっているのかというのを、いろんなとこ

ろの情報が入ってこないところもあるので、それをちょっと教えていただきたいというのと、ちょっと変な話を聞いたりとかもするものですから、その辺も含めて確認をしたいと思ひまして。すみません、ちょっと関係ないかもしれないですけども。

(事務局 松田) 2件指定取消がございました。1件目につきましては、指定取消の前に利用者が他の事業所の方へ移動するということがありまして、指定取消時点では、利用者がいなかったというようなことがございました。2件目の2月29日までをもって指定取消になる事業所につきましては、動きがいくつかあるんですが、同じ事業所を使って、別の法人が事業継続をするというような話が出てございます。今の時点では確実にその事業所が引き継ぐかどうかは不明な点がございまして。その点につきましては、県の方の指定が出るかどうかは定かではないという状況であります。市としましては、利用者の利用意向について、今確認をしているという状況でございまして。

(望月委員) そういう中で、相談支援の事業所がそこに入ってくるということがあるのかどうかというのを確認したいというのと、法人が動いて同じような人達と同じようなことをやって、そこに利用者が移行してということ、静岡市としてそれを可とするかどうかというところもあると思うんですけども、県が指定出すからそれでいいよと話を済ませてしまうのか、もう少しちゃんと考えなさいよなのか、その辺は指定出すのは県だから静岡市としては知らないなのか、平成24年度からは静岡市が事業指定するようになる形になってくるかと思ひますけれども、その辺を踏まえて教えていただきたいと思ひます。

(事務局 松田) 利用者の移行先ということで、相談支援の事業所が間に入るとことは十分あり得ると思ひます。指定の話なんですけれども、静岡市の方にも事業者の方が当初挨拶に来られたということもありまして、果たしてその事業形態でいいのかということについては、県の方には静岡市の意見としては、お伝えしている状況にあります。

(江原会長) 他によろしいでしょうか。無いようでしたら、本日の会議はこれまでとしたいと思ひます。委員の皆さんにおかれましては、円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございます。

これにて本日の議長を退任いたします。事務局にお返ししたいと思ひます。

(事務局 望月) 本日はご多忙の中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございます。本日皆様から頂戴いたしましたご意見につきましては、各区連絡調整会議をはじめ、今後の静岡市の相談支援事業に十分に反映させていただきたいと考えております。本日の内容を含め、何かご質問、ご意見等がございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(司 会) 次回の協議会は、平成 24 年夏頃の開催を予定しております。開催日時等については、別途ご案内させていただきます。

これにて第 10 回静岡市障害者自立支援協議会を閉会します。ありがとうございました。